

科学委員会設置要綱第2条（1）に関する検討事項について（案）

1. 知床世界自然遺産候補地を管理する行政機関が、候補地内の河川工作物へ魚道の設置等を検討するにあたり必要となる、河川工作物のサケ・マスに対する影響評価及びその結果に基づく魚道の設置等に関する科学的観点からの助言
2. 知床世界自然遺産候補地を管理する行政機関が、候補地及びその周辺海域における海域の調査を実施し、「多利用型統合的海域管理計画」を作成するにあたり必要となる、海域調査の項目及び結果の評価並びに管理計画に盛り込むべき内容に関する科学的観点からの助言